

平成28年度第1回我孫子市個人情報保護審議会 会議概要

- 1 日 時 平成28年4月25日（月曜日）
午前10時00分から午前10時52分まで
- 2 場 所 我孫子市役所 議事堂 第一委員会室
- 3 出席者
委員 遠藤昭委員、原田耕平委員、関根秀子委員、内藤潤委員、
湯沢秀昭委員

事務局 日暮総務部長、磯岡文書情報管理課長、高橋主査長、段林主査、
増田主査、宮澤主任主事

説明員 柏木市民安全課長、花嶋主査長、松田主任主事
- 4 欠席者 高橋英俊委員、田部井彩委員
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人 なし
- 7 会議に付した諮問事項
個人情報の提供の制限の例外に関する事項について
・市民安全課の案件（1件）
その他
（1）平成27年度個人情報開示請求の実施状況について
（2）我孫子市情報公開条例及び我孫子市個人情報保護条例の改正に
ついて
- 8 議事内容
（1）開会 午前10時
磯岡課長：皆さんおはようございます。本日は、個人情報保護審議会に
お集まりいただきありがとうございます。私は、本日進行を務めさせてい
ただきます文書情報管理課の磯岡と申します。よろしくお願ひします。
まず会議に先立ちまして、事務局を代表して、総務部長の日暮より御挨拶
申し上げます。

（この後、日暮部長が挨拶、及び審議会委員の委嘱替えに伴う全員の任期

及び委員 1 名の交代について説明)
(部長挨拶に引き続き、事務局から留意事項等の説明、並びに委員及び事務局職員の紹介)

(2) 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長に遠藤昭委員、副会長に原田耕平委員を選出。

(3) 諮問事項についての審議

遠藤会長：それでは、本日の議題、諮問事項が 1 件ありますので、まず事務局から紹介、説明をお願いします。

(この後、事務局より議題について説明)

遠藤会長：続いて、市民生活部市民安全課から内容を御説明いただきたいと思えます。

(この後、柏木課長より諮問内容を説明)

遠藤会長：御説明ありがとうございました。それでは委員の皆様、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

内藤委員：今日の検討事項ですが、こういった情報を提供してよいかどうかだけを判断すればいいのか。実際にどういった形で提供して誰が具体的に管理して情報漏えいをどのように防止するか、というような中身の部分まで議論するのか確認させてください。

高橋主査長：条例上規定されているのが、実施機関以外の者への提供の制限ということですので、審議会の意見を聴いた上で例外的な取扱いをすることができるということが規定されておりますので、実施機関以外の者へ提供することをまず審議していただければと思います。

提供された後につきましては、提供された実施機関の方で個人情報については適切な管理をすることは条例上規定されておりますので、まずは提供することについて御審議いただければと思います。

遠藤会長：内藤委員、いかがですか。

内藤委員：そうすると目的が適正かどうか判断だけして、その後どう管理されたかということについては、審議会は責任を取れませんが、それでよろしいですか。

高橋主査長：管理につきましては、提供を受けた側の実施機関の方で責任を

持ってやることになると思います。

遠藤会長：管理がその後どうなるのかというような情報も提供することが妥当であるかどうかの判断に多少は影響してくると思いますが、そのようなことを想定しているのであれば、とても妥当とは思えないという判断もありますし、全く無関係ということはないと思いますが、いかがでしょうか。

高橋主査長：確かに会長のおっしゃるとおり、提供する条件として、こういう管理をするから提供しても良いですよというような形になると思います。

遠藤会長：内藤委員、それでよろしいですか。

内藤委員：追加で言いますと、確かに実施機関が市長ということに法令はなっていますが、実際に市長がやることにはならないと思います。専属の部署がなんらかの形で個人情報保護条例に漏えいを防ぐという規定があるわけですから、中身のある程度説明していただかないと目的が正しければ良いですよという話にはならないと思いますので、分かる範囲で御説明いただきたいのですが。

柏木課長：この情報をいただいた後の話になるかと思いますが、3月議会で予算が承認されまして、空家に関する調査を委託することを考えています。その委託をする前段で、この審議会に諮らせていただいたということになります。委託業者には、すでに審議していただいています固定資産税のデータといったものと一緒に水道局の持っている閉栓情報を併せて業者にデータを提供しまして、その業者が閉栓をした箇所を調査するといった段取りで今のところ考えております。

内藤委員：委託業者は、外部の業者ですか。

柏木課長：そういうことです。

内藤委員：それは、どのような形で選定するのですか。

柏木課長：入札になります。

遠藤会長：まだ選定していないのですね。

柏木課長：まだ選定しておりません。

内藤委員：情報漏えいに関する措置、手当てというのは、どのようにされていますか。

柏木課長：契約の中で当然うたっていかなければならないと思いますし、その中で会社側にそうしたことを契約書の仕様で縛りを入れていくことを考えています。

内藤委員：委託業者との契約は、どこの課が行いますか。

柏木課長：市民安全課です。

遠藤会長：他の委員、何かありますか。湯沢委員、何かありましたら、どうぞ。

湯沢委員：個人情報の漏えいに関する業者との取り決めというのは、今でも我孫子市役所各課が委託しているものがあると思いますが、そういう個人情報漏えいを防ぐための文言というのは、もう決まったものがあるのでしょうか。

花嶋主査長：入札を行うに当たって仕様書を作るわけですが、その仕様書の中に「第三者に漏えいしてはいけない。」という文言を設ける形になります。

柏木課長：それ以外にもまた契約段階で個人情報に関してはそういった条項がありますので、それを付帯するという形になります。

遠藤会長：関根委員、いかがですか。

関根委員：今日ちょっとお聞きした中で、委託業者の方に固定資産税の情報はもう行っているのですか。

柏木課長：委託する段階でお出しするということです。

関根委員：それに併せて水道の閉栓情報も提供するというお話で、水道の閉栓等の情報を提供することを今ここで審議するということですか。

柏木課長：そのとおりです。

関根委員：固定資産税の情報については、ここでの審議事項ではないのですね。

柏木課長：審議をしていただいて、もう承認をいただいています。

関根委員：そうなのですね。それでは、それにプラスしてということで。

柏木課長：それにプラスしてということです。

関根委員：分かりました。

遠藤会長：原田委員、何かありますか。

原田委員：今、内藤委員から質問がありましたように、情報の内容が大きな問題だと思うのですが、記録を見ますと市民安全課では25年度に住民基本台帳のデータから同じように空家調査のためのデータで計画されています。その後、どのような経過になったのか、少し前のことですので、お分かりでしたら今までのことと、25年度のことと今回との作業のつながりのようなものがあるのかどうか、簡単に結構ですので。

花嶋主査長：前回25年にこちらの審議会に掛けた時は、市民安全課で市内の全自治会に空家が何件ありますかという調査をしまして、提供のあったものに対して、その通知先をどうしたらいいかということで、前回この審議会に固定資産台帳の情報を使わせてくださいという経過を説明させていただき、了承を得たものでした。

今回は、業者に頼んで市内の空家の全戸調査ということで、元となる水道局の閉栓データを利用して全戸調査をしようと考えています。自治会でやった時は協力してくれる自治会もありますし非協力的なところもありますので、全部把握できた訳ではありませんので、今回は閉栓データを基に空家だろうという確定したものを全戸調査して、その後アンケートも考えていますので、その時は固定資産台帳の情報を考えています。最初に空家の基本となるデータを水道の閉栓情報をとというような形で考えてみたということです。

原田委員：ありがとうございました。

遠藤会長：湯沢委員、どうぞ。

湯沢委員：情報漏えいのリスクが想定される場面は市役所側からデータを業者に渡した時、あと業者側が紛失した時かと思われそうですが、データはどのような形で渡されて、ガードを掛けるために、どのようなことを考えてい

るかなど、現時点で何か想定があれば教えてください。

花嶋主査長：水道局から市民安全課にいただく情報はエクセルデータ形式でと考えているのですが、そのエクセルデータを落札した業者へと考えていますが、そのガードと言われますと。

湯沢委員：例えばUSBメモリに入れて「はい」と渡すとよく紛失とかニュースにありますよね。そういう時にUSBメモリはパスワードの掛かっているものを使うとか、エクセルにはパスワードを掛けるとか、何かデータ自体がなくなっても第三者が見られない仕組みというのを何か想定があればと思ひまして。

柏木課長：それはやっていく予定でいます。

遠藤会長：内藤委員、他にありますか。

内藤委員：データの提供というのは、あくまでも水道局から市長なり、市民安全課への一方通行だけですか。いわゆる空家情報で確認した中に、何か手違いで開栓していなければならぬものが閉栓していたなどという場合には、水道局に戻るといような形で、情報が相互に行き来するということは想定されているのですか。

柏木課長：その想定はないです。データをいただいて調査を委託するので、調査後のデータを水道局に返すということはないです。

内藤委員：調査後に業者に行っているデータを回収するなり、きちんと処分するなりという方法は考えていますか。

柏木課長：調査が終わればデータを返していただく、若しくは業者側が持っているデータについては消去してもらうという形で考えています。

内藤委員：そこは市の方できちんと確認する手段は講じていますか。

柏木課長：今のところまだ詳細は詰めていませんが、やっていかなければいけないことと考えています。

内藤委員：後もう1点、時期の問題ですが、この閉栓のデータは調査をする前に1回集めて、その後は定期的集めるということは考えているのですか。

花嶋主査長：1回だけです。今回この審議会で承認をいただくと入札に入っていきますので、入札業者が決まった時に、いつの段階で閉栓かというのを決めて、それからその情報をいただくという形で考えています。今年の4月1日閉栓とかではなく、入札業者が決まった月で業者と話して、7月だったら7月の段階で閉栓になっていれどと考えています。

遠藤会長：でも1年以上閉栓と書いてありますが。

花嶋主査長：今年の7月であれば、去年の7月から1年間ということです。

遠藤会長：今年の7月だったら、去年の7月から1年というわけですね。分かりました。

内藤委員：そうしますと、それで調査しました。業者も調査を終わりました。ある程度空家情報を得ました。それで、その調査後に、水道局からの情報が業者の所でも、たぶん市民安全課の所でもデータを消去しますよね。そうすると、今回の審議事項というのは、その1回についてということですか。それとも今後継続的に、また1年後か2年後か分かりませんが、また空家調査する時も同じように水道局の持っている閉栓情報を市長に提供するといったことを今後も継続していく前提で、それについてここで審議してほしいという理解でよろしいですか。

柏木課長：今空家を把握していくための手掛かりとして、一番有効なのは水道の閉栓情報になると思いますので、それは続けていきたい。ですから調査が終わって1年間経って、また閉栓してこれだけの1年経っているデータが出ましたよとなれば、それはいただいて更新していかないと。それは、今度は委託ではなく職員の手でやっていくというような形を考えています。

遠藤会長：委員の皆様他にいかがでしょうか。それでは私から二、三。実態調査というのは具体的にはどのようなことするのですか。

花嶋主査長：閉栓データを基に市内の空家を把握して、その空家に調査に行ってもらい、外観目視による建物の状況や敷地内の状況を調査してもらうということを考えています。

遠藤会長：あくまでも目視なのですね。

花嶋主査長：目視です。敷地内に入るのは次の段階になってきますので、今

の段階では外観目視を考えています。

遠藤会長：目的によると市内全域の空家の実態調査を実施予定と書いてありますが、この閉栓情報がない所の家はどうされるのですか。全く手を付けないのですか。

花嶋主査長：とりあえずデータとして取れるのは閉栓情報で、それ以外は水道を引いていない所もありますので、そちらの方は業者が向かった時に空家であれば、その空家を把握してもらうということになります。その他は苦情対応などで。基本は閉栓情報で調べるということです。

遠藤会長：水道は引かれてあって閉栓情報がない所は行かないと、こういう形になりますか。

花嶋主査長：今のところそうです。

遠藤会長：現在、水道事業管理者とは事前協議を行っていますか。

花嶋主査長：事前協議を行い、この個人情報保護審議会に掛けてほしいとのことでした。

遠藤会長：その際、閉栓情報として何件くらいあると言っていましたか。

花嶋主査長：閉栓されている件数としてはマンションなども含め全部で5千件です。

遠藤会長：事前協議では5千件くらいありますよと。そういう情報を得ているのですね。その5千件の調査を1つの会社なり法人で行ってもらう予定ですか。あるいは地域を分けて複数の法人に行ってもらうつもりですか。

花嶋主査長：1者です。

遠藤会長：期間はどの位を予定しているのですか。

花嶋主査長：アンケート調査を含めて来年3月末までを予定しています。

遠藤会長：今年度ということですね。

花嶋主査長：はい。

遠藤会長：少し具体的なことがイメージできてきました。5千件というとそれなりにありますよね。

柏木課長：ただ、マンションが結構ありますので、マンションの閉栓ということになるとそれは空家というより空き室になりますので、それを除外すると大体2千6百位と聞いています。ですから調査自体も2千6百件位と見込んでいます。

遠藤会長：それなりに多い数なのですね。3万9千のうち2千6百か。委託事業の費用はどのくらいかかるのですか。

花嶋主査長：予算は720万円です。

遠藤会長：皆さんいかがですか。関根委員いかがですか。

関根委員：市民の方にそういうことが情報として行くということは、特に告知するということは一切ないのでしょうか。

花嶋主査長：調査を行うということは市のホームページと広報に載せる予定でいます。また、空家の近隣の方が不審に思わないよう調査時には『空家調査中』というマーク等を付けて行います。

関根委員：水道が閉栓されたらそういう情報が行ってしまうというのはどうでしょうか。

花嶋主査長：それだけでは分からないと思いますが。

関根委員：そこら辺は、市民の方はあまり気にされないかもしれませんが、それで良いのかなと、ちょっと気になったところで。

遠藤会長：原田委員、追加でありますか。

原田委員：実際に調査をされて、これだけの件数があると、やはりプロセスが長くなると思いますが、何か優先順位とかそういうものは決めていますでしょうか。

柏木課長：今年度に空家の調査をやる予定でいまして、来年度に向けて空家をどうしていくかという計画を立てていきたいなと考えております。

原田委員：それは次の段階ですか。

柏木課長：それは次の段階になります。空家がどのくらいあって、その中に管理不全な、要は倒れてしまうとか、草がぼうぼうであるという空家がどのくらいあって、我孫子市がどういう施策を打って行けば空家対策ができていくのだというような計画を来年度に立てていくために、その基礎となる数字だとか所有者の意向だとか分からないといけないので、今回調査をしたいというところです。

原田委員：もう1つ、苦情のようなものは近隣の方からいろいろな面で「危ない」ことがありますので、そういうようなものが入っているのでしょうか。

花嶋主査長：苦情は今現在も受け付けしてしまして、それはそれで、今でも対応しております。今まで受けている空家の情報、プラスこの閉栓情報を合わせて調査していくということを考えています。

原田委員：苦情があった場合はやはり優先されるのではと思うのですが。

花嶋主査長：苦情は苦情で、市民安全課の方で担当しています。

遠藤会長：参考までに、平成27年度は何件位ありましたか。

花嶋主査長：空き家の苦情はおよそ100件です。

遠藤会長：約100件。

花嶋主査長：苦情なので重なる所はありますが、雑草の繁茂などで言いますと4月に刈り取っていただいても、夏を過ぎるとまた草は伸びてしましますので、すると1物件に対し2件という形になります。

遠藤会長：これも参考までですが、どのような苦情が多いですか。

花嶋主査長：我孫子の場合は雑草の繁茂とか、庭木樹木の繁茂が多いです。

遠藤会長：壊れそうで危ないというのは、それはあまりないですか。

花嶋主査長：1、2件はありましたが、壁体が崩れて隣の家に落ちたという

のはありました。所有者の方が市外の方が一番多いので、実際目に付くというのがなかなかないので、改善までちょっと時間を要しているのが実情です。

湯沢委員：アンケート調査というのは誰に対するアンケートになりますか。

柏木課長：空家の所有者若しくは関係者になります。登記もしていないものもいっぱいありますので、それを追って行って関係者を見つけなければならぬということになりますので、所有者が分かればその方に、若しくは関係者、相続人になるであろう方といった方を探して、そちらに通知していきます。

湯沢委員：もう一つ。特別措置法の中に特定空家とあって、それが壊れそうだとか危ない空家だということだと思いののですが、今回の外観目視では、これは特定空家に該当しそうだというものは色付けされるのですか。

花嶋主査長：一応基準表は作りますので、それに該当したときに特定空家という形になります。

遠藤会長：では、そろそろよろしいでしょうか。それでは、この案件について承認ということで賛成の方、挙手をお願いします。

各委員：(全員(4名)挙手)

遠藤会長：全員一致の賛成ということで承認されました。ありがとうございました。

(4) その他

遠藤会長：それでは次第4番その他について、平成27年度の個人情報開示請求の実施状況について、御説明願います。

(この後、段林主査より資料の説明)

遠藤会長：不服申立てについて、有ったか無かったかだけ報告をお願いします。

段林主査：無しでございます。

遠藤会長：この報告について、何か御意見御質問がなければ、次に行政不服審査法の施行に伴う個人情報保護条例の改正について、報告をお願いします。

す。

(この後、高橋主査長より資料の説明)

遠藤会長：委員の皆さん何か御質問等ございますか。

内藤委員：不作為事件についてですが、法律の仕事をしている方であればある程度想像がつきますが、一般の方はなかなか作為、不作為というのは分かりづらい。その辺りは条例改正に当たり勉強会なり、こういった事案がこういったものかというのは、ある程度検討はされましたか。

高橋主査長：まだ、全庁的に共通認識というのは持っていません。全庁的に制度の説明といったことは行っておりません。

内藤委員：一般論ですが、不作為というと具体的行為が無いということになるので、イメージが湧きにくいし、我々審議会の中でも「どういうことなのか」ということはあると思いますので、できればいずれレクチャーなりしていただけるとありがたいです。

高橋主査長：はい、分かりました。

遠藤会長：1点確認ですが、個人情報に関係でいうと審理員の手続は設けないということですね。

高橋主査長：情報公開条例と個人情報保護条例に関する審査請求については、適用除外になります。

遠藤会長：参考までに情報公開の方はどうなのですか。

高橋主査長：情報公開も審理員手続は適用除外となります。こちら我孫子市の情報公開・個人情報保護審査会の方で審査していただきますので、公平中立性は保てるかと思えます。

遠藤会長：今までと同じということですね。はい、分かりました。

遠藤会長：それでは、平成28年度第1回個人情報保護審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(5) 閉会 午前10時52分

(以上)